

令和8年2月20日

第448回千葉地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は応募要領によりお申込みください。

記

- 1 日 時 令和8年3月6日（金） 午後4時00分～
- 2 場 所 千葉商工会議所 研修室
(千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館12階)
- 3 議 題 千葉県最低賃金の改定について ほか
- 4 傍 聴 者 若干名
- 5 応募要領
(1) 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに、①傍聴を希望される審議会名、②住所、③氏名、④電話番号、⑤電子メールアドレス（電子メールでお申し込みの場合）を明記の上、往復はがき又は電子メールにより以下の宛先にお申込みください。お申込みの締切りは令和8年2月27日（金）午後5時（必着）です。

はがき：〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1
千葉労働局労働基準部賃金室
電子メール：r7-chiba-saichin@mhlw.go.jp（傍聴専用メールアドレス）

- (2) 会場の収容人数に限りがございますので、希望多数の場合は抽選とさせていただきます。抽選の結果は、返信用はがき又は電子メールにて御連絡いたします。なお、電子メールでお申し込みの方には、当選された方にのみ連絡させていただきます。
 - (3) 当日は、審議会の開始10分前までにお越しください。審議会の開始後の入室は認められませんので、御注意ください。
当日は、当選はがき又は電子メールで送付した傍聴許可通知書を印刷したものの（パソコンやスマートフォン端末の画面に表示されたものでも可）を持参してください。
なお、事前に御応募いただいた御本人であることを確認させていただきますので、当日は、御本人であることがわかるものをお持ちください。
- 6 その他
- ・ 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
 - ・ 車椅子をされる方は、その旨お申込みの際にお書き添えください。
また介助の方がいらっしゃる場合は、その方の氏名も併せてお書きください。
 - ・ 開催日時及び開催場所、議題等については、審議の状況により急遽変更になることがあります。電話で連絡をする場合がありますので、連絡先に記入漏れがないようご注意ください。

問合先：千葉労働局 労働基準部 賃金室 Tel 043-221-2328

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 パソコン、携帯電話等通信機器の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影や録音、録画はできません。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害となるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言動に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗竿、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場内に持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び千葉地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行うものについては、主宰者は、その者を退場させることがあります。

千葉地方最低賃金審議会